

# 仕 様 書

## 1. 名 称

堺市産業振興センター貿易実務人材派遣業務

## 2. 目 的

公益財団法人堺市産業振興センター販路開拓課において、人材派遣労働者を活用することで、業務の効率化を図り、業務に対し最適な人員の確保を行い、販路開拓事業等の業務を円滑に推進することを目的とする。

## 3. 内 容

公益財団法人堺市産業振興センターが行う海外販路開拓事業等に必要な下記の実務を行う。

- (1) 輸送に関する契約書や通関書類の作成等の貿易（輸出入）および国内輸送に関する実務
- (2) 貿易に付随する国内取引に関する実務
- (3) 海外出張者の渡航に関する実務
- (4) 現地との主として電子メール、FAXを用いた交渉（英文作成・翻訳）
- (5) 現地との電話を用いた交渉（英会話）
- (6) 市内企業・業界団体等との連絡調整
- (7) ワード（文書作成）、エクセル（基本関数、表計算）、パワーポイント（資料作成）等を使用し、各種文書・資料作成及びデータ入力
- (8) 上記事務に付随する対外折衝
- (9) 上記書類作成及びファイリング
- (10) その他販路開拓課における関連事務

なお、海外販路開拓事業等とは下記の①②③を指す。

①主に市内の中小企業等から集めた製品を、海外及び国内での商品見本市及び販売会に出品する。

（参考）昨年度出展した商品見本市及び展示関連事業は下記のとおり。

・第86回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2018

（平成30年9月4日～7日 東京ビッグサイト）

・SIAL PARIS 2018

（平成30年10月18日～28日 フランス）

②販路開拓や資材調達を目的とした海外経済ミッションの実施

③市内中小企業の製品輸出入支援

## 4. 就業場所

公益財団法人堺市産業振興センターほか

（公益財団法人堺市産業振興センター所在地：堺市北区長曾根町183番地5）

## 5. 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで

その後、平成34年3月31日までは、引き続き今回のプロポーザルによって決定した業者と、年度ごとに随意契約を行う予定である。

ただし、本業務の予算が成立しない場合又は別紙承諾書中①～⑨の各事項に該当する場合については、引き続き随意契約を保証することを約束するものではない。

## 6. 派遣労働者の就業日

当センター就業規則第 25 条に規定する休日以外の当センターの執務日とする。

## 7. 派遣人員

1 人

## 8. スキル

- (1) 上記業務が円滑に遂行できる程度の貿易実務経験 3 年以上を有すること
- (2) 米国、欧州等の現地関係者と電話等を用いて連絡調整ができる程度の英話のスキルを有する者（その他の外国語スキルがある場合は提案書に記載すること）
- (3) ワード・エクセル・パワーポイント等でビジネス文書・資料（軽易なチラシやパンフレットを含む）作成ができる程度のパソコンスキルを有する者

## 9. その他

- ・業務に関して不明な事案が発生した場合は、当センター職員の指示に基づいて派遣労働者自らがジェトロ、各国領事館等の適切な専門機関に相談すること。
- ・当センター個人情報保護規程及び堺市個人情報保護条例等を遵守すること。
- ・派遣労働者の就業におけるサポートの実施とトラブル解決のため、派遣労働者の派遣期間中、該当労働者に第三者機関（産業カウンセラー、弁護士などの有資格者を保持していること）によるメンタルヘルスケアを提供できる体制をとること。
- ・執務の服装は、業務に支障なく市民に不快な感じを与えない服装で従事すること。
- ・当センターの服務規律を遵守すること。特に、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。
- ・業務の履行については当センターと綿密な打合せを行い、その指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない細目事項については、その都度、当センター及び受託者双方が協議して定めるものとする。